

## 史跡 蜷塚遺跡の再整備事業について

## 事業の目的

国指定史跡「蜷塚遺跡」は、環状にめぐる貝塚を有する東海地方有数の縄文時代の集落遺跡です。また、昭和 30 年代に行われた発掘調査や史跡整備は、国内でも先駆的な取組みとして注目され、文化財保護の歴史を語る上でも欠かせない遺跡でもあります。

しかしながら、調査・整備から 60 年以上が経過した今、史跡の保存・活用について再考する時期を迎えています。

そこで、蜷塚遺跡を適切に保存していきながら効果的な活用を行っていくため、再整備事業を進めていきます。

## 蜷塚遺跡が目指す姿

国の史跡を未来に向けて確実に継承するとともに、縄文時代の貝塚を伴う環状集落に関する調査研究を進め、その本質的価値を顕在化させることで、多くの人々が遺跡の魅力を感じられる姿を目指していきます。

## これまでの経過と今後の予定

令和 2～3 年度 保存活用計画を策定

令和 4 年度 整備基本計画を策定

令和 5～6 年度 整備基本設計、地形測量、植栽管理計画

令和 7～8 年度 整備実施設計、施工

## 整備の計画（予定）

## 【前期整備】令和 5～8 年度

- ・老朽化した施設の撤去（旧陳列館、収蔵庫など）
- ・史跡の保護（盛土など）
- ・植栽の一部見直し（縄文時代には存在しない園芸種など）
- ・園路のユニバーサルデザイン化（階段をスロープに追加・変更など）
- ・史跡の特徴の表示（説明板、貝塚の範囲の表示など）

## 【再発掘調査】令和 9～13 年度

- ・未発掘部分の発掘調査や自然科学分析により、集落や貝塚の規模・内容等を把握

## 【後期整備】令和 14 年度以降

- ・発掘調査成果をもとにした遺構の復元や解説機能の充実
- ・縄文時代の植生環境の再現
- ・便所、休憩施設、ガイダンス施設などの整備



前期整備（令和8年度まで）の整備方針図

